

# 調剤報酬点数表 (2016年4月)

## 調剤技術料

調剤基本料		
調剤基本料 処方せん受付 1回につき	調剤基本料1 ①調剤基本料2①又は3①に該当しない ②妥結率50%超	41点*1
	調剤基本料2 ①下記のいずれかに該当*2 ・月4,000回超かつ集中度70%超 ・月2,000回超かつ集中度90%超 ・特定の医療機関に係る処方せんが月4,000回超 ②妥結率50%超	25点*1
	調剤基本料3 ①同一法人グループ内の処方せんの合計が 月40,000回超かつ下記のいずれかに該当*2 ・集中度95%超 ・特定の医療機関と不動産の賃貸借関係 ②妥結率50%超	20点*1
	調剤基本料4 調剤基本料1①に該当し、妥結率50%以下	31点*1
	調剤基本料5 調剤基本料2①に該当し、妥結率50%以下	19点*1
	特別調剤基本料	15点*1
分割調剤時	長期投薬の分割調剤時 2回目以降	5点
	後発医薬品の分割調剤時 2回目	5点
	医師の指示による 分割調剤時 1分割調剤につき	分割回数 2回 調剤基本料等*3の 1/2 分割回数 3回以上 調剤基本料等*3の 1/3
基準調剤加算		32点
後発医薬品調剤体制加算 1		18点
後発医薬品調剤体制加算 2		22点

## 調剤料

内服薬 1剤につき、3剤まで	14日以下	1～7日目 1日につき	5点
		8～14日目 1日につき	4点
	15～21日分		70点
	22～30日分		80点
	31日以上		87点
内服用滴剤 1調剤につき			10点
屯服薬 処方せん受付 1回につき			21点
浸煎薬 1調剤につき、3調剤まで			190点
湯薬 1調剤につき、3調剤まで	7日分以下		190点
	8～28日分	1～7日目	190点
		8～28日目 1日につき	10点
	29日分以上		400点
注射薬 処方せん受付 1回につき			26点
外用薬 1調剤につき、3調剤まで			10点

## 調剤料の加算

嚥下困難者用製剤加算	内服薬のみ 処方せん受付 1回につき	80点	
一包化加算 処方せん受付 1回につき	内服薬のみ	42日分以下 7日につき	32点
		43日分以上	220点
無菌製剤処理加算 1日につき	注射薬のみ	中心静脈栄養法用輸液	65点
		6歳未満の場合	130点
		抗悪性腫瘍剤	75点
		6歳未満の場合	140点
	麻薬	65点	
	6歳未満の場合	130点	
麻薬加算 1調剤につき		70点	
向精神薬加算・覚せい剤原料加算・毒薬加算 1調剤につき		8点	
時間外加算及び特例(開局時間外)		調剤技術料*4の 100/100	
休日*5加算(開局時間外)		調剤技術料*4の 140/100	

1点を10円として計算します。

## 調剤料の加算

深夜加算(開局時間外) 22時～翌朝6時		調剤技術料*4の 200/100	
夜間・休日等加算(開局時間内) 処方せん受付 1回につき 19時(土曜日は13時)～翌朝8時、休日*5		40点	
自家製剤加算 1調剤につき	内服薬 屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、 顆粒剤、エキス剤の内服薬 7日分につき	20点*6
		錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、 顆粒剤、エキス剤の屯服薬	90点*6
		液剤	45点*6
	外用薬	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、 パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点*6
		点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75点*6
		液剤	45点*6
計量混合 調剤加算 1調剤につき	内服薬 屯服薬	液剤	35点*6
	外用薬	散剤、顆粒剤	45点*6
		軟・硬膏剤	80点*6
在宅患者調剤加算 処方せん受付 1回につき		15点	

## 薬学管理料

薬剤服用歴管理指導料 処方せん受付 1回につき	①6か月以内に再来局した患者	38点
	②①以外の患者	50点
	③特別養護老人ホーム入所者	38点
麻薬管理指導加算		22点
重複投薬・相互作用等防止加算		30点
特定薬剤管理指導加算		10点
乳幼児服薬指導加算		10点
かかりつけ薬剤師指導料 処方せん受付 1回につき		70点
麻薬管理指導加算		22点
重複投薬・相互作用等防止加算		30点
特定薬剤管理指導加算		10点
乳幼児服薬指導加算		10点
かかりつけ薬剤師包括管理料 処方せん受付 1回につき		270点
外来服薬支援料 服薬支援 1回につき 月1回まで		185点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	同一建物居住者以外	650点
	・患者1人につき、月4回まで ・がん末期患者等は、週2回かつ月8回まで ・薬剤師1人につき週40回まで	同一建物居住者
麻薬管理指導加算 1回につき		100点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 月4回まで		500点
麻薬管理指導加算 1回につき		100点
在宅患者緊急時等共同指導料 月2回まで		700点
麻薬管理指導加算 1回につき		100点
退院時共同指導料		600点
入院中 1回まで、がん末期患者等の場合は入院中 2回まで		
服薬情報等提供料		20点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 処方せん受付 1回につき		30点

## 薬剤料

使用薬剤料	所定単位につき15円以下	1点
	所定単位につき15円を超える場合の 加算	10円又はその端数を 増すごとに1点

## 特定保険医療材料

特定保険医療材料 厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で 除して得た点数
-----------------------------	----------------------

\*1 かかりつけ機能に係る業務を1年間実施していない薬局は50/100  
(処方せん受付月600回以下の薬局を除く)

\*2 かかりつけ薬剤師業務を一定以上行っている場合を除く

\*3 調剤基本料、調剤基本料の加算、調剤料、調剤料の加算、薬学管理料

\*4 調剤技術料には、調剤基本料、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、調剤料、無菌製  
剤処理加算、在宅患者調剤加算が含まれる

\*5 日曜日、国民の祝日、1月2日～3日、12月29日～31日

\*6 予製剤の場合は20/100